


インシデント

- ▶ Incidents: 事件・事故の発生
 - ▶ 脅威(Threats)と
 - ▶ 脆弱性(Vulnerability)が要因となって
 - ▶ リスク(Risk)が発生し
 - ▶ リスクを攻撃する事象(Event)が発生して
 - ▶ リスクが現実化する
- ▶ 例
 - ▶ 情報システムが外部接続されている(脅威)
 - ▶ 情報システムにセキュリティホールがある(脆弱性)
 - ▶ アタックされるリスクが発生
 - ▶ 不正アクセス(事象)が起こる




7 セキュリティと法律 2021/7/2 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

7

法律の本

- ▶ 「情報セキュリティの法律[改訂版]」岡村久道
- ▶ 「個人情報保護法[新訂版]」岡村久道
- ▶ 「ニッポンの個人情報「個人を特定する情報が個人情報である」と信じているすべての方へ」鈴木正朝,高木浩光,山本一郎
- ▶ 「著作権法[新訂版]」岡村久道
- ▶ 「ネット選挙運動のすべて」情報ネットワーク法学会
- ▶ 「よくわかる共通番号法入門:社会保障・税番号のしくみ」岡村久道
- ▶ 「名誉毀損の法律実務:実社会とインターネット」岡村久道、坂本団




8 セキュリティと法律 2021/7/2 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

8

セキュリティの法律(1)

- ▶ サイバーセキュリティ基本法
 - ▶ 「電磁的方式」で「記録、発信、伝送、受信」される情報
- ▶ 不正アクセス禁止法
 - ▶ 不正ログインなど
- ▶ 不正指令電磁的記録に関する罪
 - ▶ コンピュータウィルスの作成や保管




9 セキュリティと法律 2021/7/2 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

9

セキュリティの法律(2)

- ▶ **不正アクセス禁止法**
 - ▶ 不正アクセスにつながる識別符号の不正取得、保管行為、不正アクセスを助長する行為を禁止
 - ▶ 識別コード
 - ▶ ID、パスワード
 - ▶ 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ▶ **不正指令電磁的記録作成等罪**
 - ▶ 例はコンピュータウイルス
 - ▶ 作成(罪)・提供(罪)・実行の用に供した(供用罪)
 - ▶ 3年以下の懲役又は五十万円以下の罰金




▶ 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

10

時代に応じた法律(1) ネット選挙運動

- ▶ **公職選挙法の改正**
- ▶ **ネットを使った選挙運動などの区別**
 - ▶ ウェブサイトなどを用いた選挙運動
 - ▶ 電子メールを用いた選挙運動
 - ▶ ウェブサイトや電子メールを用いた落選運動
 - ▶ ウェブサイトや電子メールを用いた落選運動以外の政治活動
- ▶ **対象**
 - ▶ 政党など
 - ▶ 候補者
 - ▶ 候補者・政党など以外のもの




▶ 11 セキュリティと法律 2021/7/2 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

11

時代に応じた法律(2) 名誉毀損

- ▶ **事例**
 - ▶ インターネット掲示板での誹謗中傷
 - ▶ なりすまし事例による犯罪の誘引
 - ▶ 法人への事実無根の欠陥の書き込み
 - ▶ 冗談メールの転載による炎上
 - ▶ 学校裏サイトでのいじめ
 - ▶ 悪質業者からの名誉毀損高額請求




▶ 12 セキュリティと法律 2021/7/2 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

12

新しいセキュリティに対して

- ▶ クラウドコンピューティング
 - ▶ 法的側面
- ▶ スマートフォン
 - ▶ iPhone/iPadやAndroidのソフトは海外製品
- ▶ ネット家電



▶ 13 セキュリティと法律 2021/7/2 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

13

サイバーセキュリティ基本法

- ▶ 2014年11月6日に第187回国会で可決・成立。全面施行
- ▶ 目的
 - ▶ この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用が進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

▶ 14 セキュリティと法律 2021/7/2 帝塚山学院大学
TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY

14
